

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年条例第４６号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の項に対応する改正後の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の項を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第１号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(費用弁償) 第 6 条 議長、副議長及び <u>議員が、公務のため市外に出張したときは、費用弁償として、旅費を</u> 支給する。	(費用弁償) 第 6 条 議長、副議長及び <u>議員には、招集に応じ職務を行うために要する費用弁償として、日額 3,000円を</u> 支給する。
<u>2</u> (略)	2 議長、副議長及び議員が、公務のため市外に出張したときは、費用弁償として、旅費を支給する。
<u>3</u> (略)	<u>3</u> (略)
	<u>4</u> (略)

附 則

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。